

第9号様式（第6条関係）

（第1面）

年 月 日

世田谷区世田谷保健所長 あて

住 所

開設者

氏 名

電 話 番 号 ( )

ファクシミリ番号 ( )

歯 科 診 療 所 開 設 届

歯科診療所を開設したので、医療法第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称			
2 所 在 地	電話番号 ( )      ファクシミリ番号 ( )		
3 診 療 科 目			
4 開 設 者			
現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務している場合	名 称 所在地		
本施設と同時に病院又は診療所を開設しようとする場合	名 称 所在地		
5 開 設 年 月 日	年 月 日		
6 管 理 者			
現 住 所			
氏 名			
免許証番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	保健所担当者確認欄	
臨床研修等修了	年 月 日	保健所担当者確認欄	
7 診 療 日 時			

(第2面)

8 診療に従事する歯科医師（医師）の氏名、担当診療科目及び診療日時					
氏名	担当診療科目	診療日時	免許証番号及び登録年月日	臨床研修等修了登録年月日	保健所担当者確認欄
9 医療従事者（歯科衛生士、歯科技工士等）					
職種	氏名	免許証番号	登録年月日	保健所担当者確認欄	
10 従業者定員					
歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士	事務員		計
名					名
11 敷地の面積		㎡（平面図は、別添のとおり）			
12 交通機関及び敷地周囲の見取図					
交通機関	線		駅下車		口 徒歩 分
	駅		口からバス（行）		下車 徒歩 分
敷地の条件	用途地域		防火地域		
見取図	別添のとおり				

(第3面)

13 建物の構造概要及び平面図				
建物別名称	構造概要		建物面積	延べ面積
	造 階建て		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合				
住宅と併設の場合	造 階建てのうち 階		m <sup>2</sup> 使用	
ビルディングの一部を使用する場合	造 階建てのうち 階		号室 m <sup>2</sup>	
平面図	別添のとおり			
14 歯科治療室				
室面積	治療いす	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
m <sup>2</sup>	台			
15 歯科技工室				
室面積	防じん設備	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
m <sup>2</sup>				
16 エックス線装置及び診療室				
開設時 設置予定の エックス線 装置	固定、携帯の別	用途	製作者名及び型式	
エックス線 診療室	室面積	室内の構造概要	操作室の面積	暗室
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	面積 設備
				m <sup>2</sup>
17 その他の施設				
待合室	m <sup>2</sup>			
事務室	m <sup>2</sup>			
消毒施設	m <sup>2</sup>			
18 建築確認	年 月 日 第			号

(第4面)

19 添付書類

- (1) 開設者の免許証の写し、臨床研修等修了登録証<sup>(注2、3)</sup>の写し及び職歴書
- (2) 管理者の免許証の写し、臨床研修等修了登録証<sup>(注2、3)</sup>の写し及び職歴書(管理者が開設者でない場合に限る。)
- (3) 診療に従事する歯科医師又は医師の免許証の写し及び臨床研修等修了登録証<sup>(注2、3)</sup>の写し
- (4) 土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。)
- (5) 敷地の平面図
- (6) 敷地周囲の見取図
- (7) 建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの)
- (8) エックス線診療室放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1又は25分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。)
- (9) 案内図

(注1) 免許証の写し及び臨床研修等修了登録証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。

(注2) 平成18年4月1日において現に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けたものは、医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「平成12年改正法」という。)第3条の規定による改正後の医療法及び平成12年改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。

(注3) 平成16年4月1日において現に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けたものは、平成12年改正法第2条の規定による改正後の医療法及び平成12年改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。